

議案第 38 号

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 132 号を第 133 号とし、第 81 号から第 131 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 80 号の次に次の 1 号を加える。

81	環境影響評価委員会委員	日額	7,000 円	
----	-------------	----	---------	--

別表中第 64 号を削り、第 63 号を第 64 号とし、第 37 号から第 62 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 36 号報酬の額の欄に「立会時間が 6 時間以下の場合は 4,750 円」を加え、同号を同表第 37 号とし、同表中第 35 号を第 36 号とし、同表第 34 号報酬の額の欄に「立会時間が 7 時間以下の場合は 5,350 円」を加え、同号を同表第 35 号とし、同表中第 33 号を第 34 号とし、第 23 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 22 号の次に次の 1 号を加える。

23	行政不服審査会委員	日額	7,000 円	
----	-----------	----	---------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中第 23 号及び第 81 号を加える規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。